36協定届の記載例｜様式９号の３の５（１枚目）

限度時間を超える時間外労働が見込まれる場合

トラック

限度時間は、月45時間［42時間］かつ年360時間［320時間］、［　］内は対象期間が３か月を超える１年単位の変形労働時間制による場合

厚生労働省 福井労働局

事業場（支店、営業所等）ごとに協定してください

労働保険番号・法人番号を記載してください。

労働保険番号	○○（都道府県）○（所掌）○○（管轄）○○○○○○（基幹番号）○○○（枝番号）○○○○（被一括事業場番号）
法人番号	○○○○○○○○○○○○○

時間外労働
休日労働
に関する協定届

様式第９号の３の５（第 70 条関係）

この協定が有効となる期間を定めてください。1年間とすることが望ましいです。

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
一般貨物自動車運送業（トラック）	さばかに運送株式会社　福井支店	（〒　○○○　―　○○○○　） 福井県福井市○○町１－２－３ （電話番号：○○○○－○○－○○○○）	2024 年４月１日から１年間

対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

事由は具体的に定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。
その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満 18 歳以上の者）	所定労働時間（１日）（任意）	延長することができる時間数：１日 法定労働時間を超える時間数	１日 所定労働時間を超える時間数（任意）	１箇月（①については 45 時間まで、②については 42 時間まで） 法定労働時間を超える時間数	１箇月 所定労働時間を超える時間数（任意）	１年（①については 360 時間まで、②については 320 時間まで） 法定労働時間を超える時間数	１年 所定労働時間を超える時間数（任意）
										起算日（年月日）2024 年４月１日	
時間外労働	①　下記②に該当しない労働者	季節的な需要、発注の増加、一時的な道路事情の変化等に対処するため	自動車運転者（トラック）	20 人	7.5 時間	５時間	5.5 時間	45 時間	55 時間	360 時間	410
		季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	３人	7.5 時間	５時間	5.5 時間	45 時間	55 時間	360 時間	410 時間
		季節的な需要、発注の増加に対処するため	荷役作業員	10 人	7.5 時間	３時間	3.5 時間	30 時間	40 時間	250 時間	300 時間
	②　１年単位の変形労働時間制により労働する労働者	予期せぬ車両トラブルに対処するため	自動車整備士	３人	7.5 時間	３時間	3.5 時間	42 時間	52 時間	320 時間	370 時間
		月末の決算業務	経理事務員	５人	7.5 時間	２時間	2.5 時間	20 時間	30 時間	200 時間	320 時間

1日の法定労働時間を超える時間数を定めます。
（※）トラック運転者の時間数は、原則として6時間以内です。
（１日の最大拘束時間15時間－8時間－休憩1時間＝6時間）

1か月の法定労働時間を超える時間数を定めます。
①は45時間以内、②は42時間以内です。

1年の法定労働時間を超える時間数を定めます。
①は360時間以内、②は320時間以内です。

	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満 18 歳以上の者）	所定休日（任意）	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
休日労働	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者（トラック）	20 人	毎週２回	法定休日のうち、２週を通じて１回	9:00～23:00
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	３人	毎週２回	法定休日のうち、４週を通じて２回	9:00～23:00

自動車運転者の休日労働の回数は、改善基準告示において2週間に1回が限度です。

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。

☑（チェックボックスに要チェック）

自動車の運転の業務に従事する労働者以外は、時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、２～6か月平均80時間以内でなければいけません（労働基準法第36条第6項第2号・第3号）。
これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがないと有効な協定届出とはなりません。

36協定届の記載例｜様式９号の３の５（２枚目）

限度時間を超える時間外労働が見込まれる場合

トラック

限度時間は、月45時間［42時間］かつ年360時間［320時間］、［　］内は対象期間が３か月を超える１年単位の変形労働時間制による場合

厚生労働省 福井労働局

様式第９号の３の５（第70条関係）

時間外労働
休日労働 に関する協定届（特別条項）

限度時間（月45時間または42時間）を超えて労働させる場合の、**1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数**を定めます。
①は100時間未満、②は改善基準告示の拘束時間（1か月）を踏まえて記載してください。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。
その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

自動車運転者については、②の欄に記載してください。
自動車運転者以外の労働者（運行管理者や事務員等）については①の欄に記載してください。

事由は具体的に定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合		業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	1日（任意）延長することができる時間数：法定労働時間を超える時間数	1日（任意）延長することができる時間数：所定労働時間を超える時間数（任意）	1箇月（時間外労働及び休日労働を合算した時間数。①については100時間未満に限る。）：限度時間を超えて労働させることができる回数（①については6回以内、②については任意。）	1箇月：延長することができる時間数及び休日労働の時間数：法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	1箇月：延長することができる時間数及び休日労働の時間数：所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数（任意）	1箇月：限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	1年（時間外労働のみの時間数。①については720時間以内、②については960時間以内に限る。）起算日（年月日）：2024年4月1日：延長することができる時間数：法定労働時間を超える時間数	1年：延長することができる時間数：所定労働時間を超える時間数（任意）	1年：限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
①下記②以外の者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	３人	７時間	7.5時間	４回	60時間	70時間	25%	550時間	670時間	25%
	予算、決算業務の集中	経理事務員	５人	６時間	6.5時間	３回	55時間	65時間	25%	450時間	570時間	25%
②自動車の運転の業務に従事する労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者（トラック）	20人	６時間	6.5時間	８回	75時間	85時間	25%	750時間	870時間	25%

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めます。
月60時間を超える時間外労働時間の割増賃金率は50%になることに留意してください。

1日の法定労働時間を超える時間数を定めます。
（※）トラック運転者の時間数は、原則として6時間以内です。
（１日の最大拘束時間15時間－8時間－休憩1時間＝6時間）

月の時間外労働の限度時間（月45時間又は42時間）を超えて労働させる回数を定めてください。
①は年6回以内、②については任意（回数に上限はありません。）

限度時間（年360時間又は320時間）を超えて労働させる**1年の時間外労働（休日労働は含みません）**の時間数を定めます。
①は720時間以内、②は960時間以内です。

限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ／労働者代表者に対する事前通知	
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	（該当する番号）①、⑥、⑩	（具体的内容）対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について100時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。 ☑（チェックボックスに要チェック）

管理監督者は労働者代表になれません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・捺印などが必要です。

協定の成立年月日　2024　年　3　月　15　日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の　職名　運転手　氏名　越前　一郎

（又は、過半数組合がある場合）さばかに運送労働組合

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　例：投票による選挙／回覧（持ち回り決議）による信任／話し合いによる互選　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☑（チェックボックスに要チェ

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法に続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☑（チェックボックスに要チェ

2024　年　3　月　15　日

使用者　職名　代表取締役社長　氏名　福井　太郎

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・捺印などが必要です。

○○　労働基準監督署長殿

自動車の運転の業務に従事する労働者以外は、時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、２～6か月平均80時間以内でなければいけません（労働基準法第36条第6項第2号・第3号）。
これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがないと有効な協定届出とはなりません。

限度時間を超えた労働者に対し、健康確保措置を講ずることを定めます。
36協定届様式裏面の記載心得①～⑩から、該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

36協定届の記載例｜様式９号の３の５（１枚目）

限度時間を超える時間外労働が見込まれる場合

バス

限度時間は、月45時間［42時間］かつ年360時間［320時間］、［　］内は対象期間が３か月を超える１年単位の変形労働時間制による場合

厚生労働省 福井労働局

事業場（支店、営業所等）ごとに協定してください

労働保険番号・法人番号を記載してください。

労働保険番号	○○（都道府県）○（所掌）○○（管轄）○○○○○○（基幹番号）○○○（枝番号）○○○○（被一括事業場番号）
法人番号	○○○○○○○○○○○○○

時間外労働
休日労働
に関する協定届

様式第９号の３の５（第70条関係）

この協定が有効となる期間を定めてください。1年間とすることが望ましいです。

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
一般貸切旅客自動車運転事業（バス）	さばかにバス株式会社　福井営業所	（〒　○○○　―　○○○○　） 福井県福井市○○町１－２－３ （電話番号：○○○○－○○－○○○○）	2024年４月１日から１年間

対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

事由は具体的に定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定労働時間（１日）（任意）	延長することができる時間数					
						１日		１箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）		１年（①については360時間まで、②については320時間まで）起算日（年月日）2024年４月１日	
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）
時間外労働	①　下記②に該当しない労働者	季節的な需要、発注の増加、一時的な道路事情の変化等に対処するため	自動車運転者（バス）	20人	7.5時間	５時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410
		季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	３人	7.5時間	５時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間
	②　１年単位の変形労働時間制により労働する労働者	予期せぬ車両トラブルに対処するため	自動車整備士	３人	7.5時間	３時間	3.5時間	42時間	52時間	320時間	370時間
		月末の決算業務	経理事務員	５人	7.5時間	２時間	2.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。
その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

1日の法定労働時間を超える時間数を定めます。
（※）バス運転者の時間数は、原則として6時間以内です。
（１日の最大拘束時間15時間－8時間－休憩1時間＝6時間）

1か月の法定労働時間を超える時間数を定めます。
①は45時間以内、②は42時間以内です。

1年の法定労働時間を超える時間数を定めます。
①は360時間以内、②は320時間以内です。

	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定休日（任意）	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
休日労働	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者（バス）	20人	毎週２回	法定休日のうち、２週を通じて１回	9:00～23:00
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	３人	毎週２回	法定休日のうち、４週を通じて２回	9:00～23:00

自動車運転者の休日労働の回数は、改善基準告示において2週間に1回が限度です。

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について100時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。

☑（チェックボックスに要チェック）

自動車の運転の業務に従事する労働者以外は、時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、２～6か月平均80時間以内でなければいけません（労働基準法第36条第6項第2号・第3号）。
これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがないと有効な協定届出とはなりません。

36協定届の記載例｜様式９号の３の５（２枚目）

限度時間を超える時間外労働が見込まれる場合

バス

限度時間は、月45時間［42時間］かつ年360時間［320時間］、［　］内は対象期間が３か月を超える１年単位の変形労働時間制による場合

厚生労働省 福井労働局

様式第９号の３の５（第70条関係）

時間外労働
休日労働 に関する協定届（特別条項）

限度時間（月45時間または42時間）を超えて労働させる場合の、**1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数**を定めます。
①は100時間未満、②は改善基準告示の拘束時間（1か月）を踏まえて記載してください。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。
その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

自動車運転者については、②の欄に記載してください。
自動車運転者以外の労働者（運行管理者や事務員等）については①の欄に記載してください。

事由は具体的に定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めます。
月60時間を超える時間外労働時間の割増賃金率は50%になることに留意してください。

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合		業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	1日（任意）延長することができる時間数：法定労働時間を超える時間数	1日（任意）延長することができる時間数：所定労働時間を超える時間数（任意）	1箇月（時間外労働及び休日労働を合算した時間数。①については100時間未満に限る。）限度時間を超えて労働させることができる回数（①については6回以内、②については任意。）	1箇月 延長することができる時間数及び休日労働の時間数：法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	1箇月 延長することができる時間数及び休日労働の時間数：所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数（任意）	1箇月 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	1年（時間外労働のみの時間数。①については720時間以内、②については960時間以内に限る。）起算日（年月日）2024年４月１日：延長することができる時間数：法定労働時間を超える時間数	1年：所定労働時間を超える時間数（任意）	1年：限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
①下記②以外の者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	３人	７時間	7.5時間	４回	60時間	70時間	25%	550時間	670時間	25%
	予算、決算業務の集中	経理事務員	５人	６時間	6.5時間	３回	55時間	65時間	25%	450時間	570時間	25%
②自動車の運転の業務に従事する労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者（バス）	20人	６時間	6.5時間	８回	75時間	85時間	25%	750時間	870時間	25%

1日の法定労働時間を超える時間数を定めます。
（※）バス運転者の時間数は、原則として6時間以内です。
（１日の最大拘束時間15時間－8時間－休憩1時間＝6時間）

月の時間外労働の限度時間（月45時間又は42時間）を超えて労働させる回数を定めてください。
①は年6回以内、②については任意（回数に上限はありません。）

限度時間（年360時間又は320時間）を超えて労働させる**1年の時間外労働（休日労働は含みません）**の時間数を定めます。
①は720時間以内、②は960時間以内です。

限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ／労働者代表者に対する事前通知	
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	（該当する番号）①、⑥、⑩	（具体的内容）対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について100時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。 ☑（チェックボックスに要チェック）

管理監督者は労働者代表になれません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・捺印などが必要です。

協定の成立年月日　2024　年　3　月　15　日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の　職名　運転手　氏名　越前　一郎

（又は、過半数組合がある場合）さばかにバス労働組合

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　例：投票による選挙／回覧（持ち回り決議）による信任／話し合いによる互選　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☑（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法に統により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☑（チェックボックスに要チェック）

2024　年　3　月　15　日

使用者　職名　代表取締役社長　氏名　福井　太郎

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・捺印などが必要です。

○○　労働基準監督署長殿

自動車の運転の業務に従事する労働者以外は、時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、２～6か月平均80時間以内でなければいけません（労働基準法第36条第6項第2号・第3号）。
これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがないと有効な協定届出とはなりません。

限度時間を超えた労働者に対し、健康確保措置を講ずることを定めます。
36協定届様式裏面の記載心得①～⑩から、該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

タクシー

36協定届の記載例｜様式９号の３の５（１枚目）

限度時間を超える時間外労働が見込まれる場合

限度時間は、月45時間［42時間］かつ年360時間［320時間］、［　］内は対象期間が３か月を超える１年単位の変形労働時間制による場合

厚生労働省 福井労働局

事業場（支店、営業所等）ごとに協定してください

労働保険番号・法人番号を記載してください。

労働保険番号	○○（都道府県）○○○（所掌）（管轄）○○○○○○（基幹番号）○○○（枝番号）○○○○（被一括事業場番号）
法人番号	○○○○○○○○○○○○○

時間外労働
休日労働 に関する協定届

この協定が有効となる期間を定めてください。1年間とすることが望ましいです。

様式第９号の３の５（第70条関係）

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）	さばかにタクシー株式会社　福井営業所	（〒　○○○　―　○○○○　） 福井県福井市○○町１－２－３ （電話番号：○○○○－○○－○○○○）	2024年４月１日から１年間

対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

事由は具体的に定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定労働時間（１日）（任意）	延長することができる時間数 1日 法定労働時間を超える時間数	1日 所定労働時間を超える時間数（任意）	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで） 法定労働時間を超える時間数	1箇月 所定労働時間を超える時間数（任意）	1年（①については360時間まで、②については320時間まで） 起算日（年月日）2024年４月１日 法定労働時間を超える時間数	1年 所定労働時間を超える時間数（任意）
時間外労働	①　下記②に該当しない労働者	季節的な需要、発注の増加、一時的な道路事情の変化等に対処するため	自動車運転者（タクシー）	20人	7.5時間	５時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間
		季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	３人	7.5時間	５時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間
	②　１年単位の変形労働時間制により労働する労働者	予期せぬ車両トラブルに対処するため	自動車整備士	３人	7.5時間	３時間	3.5時間	42時間	52時間	320時間	370時間
		月末の決算業務	経理事務員	５人	7.5時間	２時間	2.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間

1日の法定労働時間を超える時間数を定めます。
（※）日勤タクシー運転者の時間数は、原則として6時間以内です。
（１日の最大拘束時間15時間－8時間－休憩1時間＝6時間）

1か月の法定労働時間を超える時間数を定めます。
①は45時間以内、②は42時間以内です。

1年の法定労働時間を超える時間数を定めます。
①は360時間以内、②は320時間以内です。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。
その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定休日（任意）	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
休日労働	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者（タクシー）	20人	毎週２回	法定休日のうち、２週を通じて１回	9:00～23:00
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	３人	毎週２回	法定休日のうち、４週を通じて２回	9:00～23:00

自動車運転者の休日労働の回数は、改善基準告示において2週間に1回が限度です。

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について100時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。

☑（チェックボックスに要チェック）

自動車の運転の業務に従事する労働者以外は、時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、２～6か月平均80時間以内でなければいけません（労働基準法第36条第6項第2号・第3号）。
これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがないと有効な協定届出とはなりません。

36協定届の記載例｜様式９号の３の５（２枚目）

限度時間を超える時間外労働が見込まれる場合

限度時間は、月45時間［42時間］かつ年360時間［320時間］、［　］内は対象期間が３か月を超える１年単位の変形労働時間制による場合

厚生労働省 福井労働局

様式第９号の３の５（第 70 条関係）

時間外労働
休日労働 に関する協定届（特別条項）

限度時間（月45時間または42時間）を超えて労働させる場合の、**1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数**を定めます。
①は100時間未満、②は改善基準告示の拘束時間（1か月）を踏まえて記載してください。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。
その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

自動車運転者については、②の欄に記載してください。
自動車運転者以外の労働者（運行管理者や事務員等）については①の欄に記載してください。

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合		業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	1日（任意）延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	1日（任意）延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数（任意）	1箇月（時間外労働及び休日労働を合算した時間数。①については100時間未満に限る。）限度時間を超えて労働させることができる回数（①については6回以内、②については任意。）	1箇月 延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	1箇月 所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数（任意）	1箇月 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	1年（時間外労働のみの時間数。①については720時間以内、②については960時間以内に限る。）延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	1年 延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数（任意）	1年 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
										起算日（年月日）	2024年4月1日	
① 下記②以外の者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	25%	550時間	670時間	25%
	予算、決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	25%	450時間	570時間	25%
② 自動車の運転の業務従事する労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者（タクシー）	20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	25%	750時間	870時間	25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ／労働者代表者に対する事前通知										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		（該当する番号）①、⑥、⑩		（具体的内容）対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催								

事由は具体的に定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

1日の法定労働時間を超える時間数を定めます。
（※）日勤タクシー運転者の時間数は、原則として6時間以内です。
（１日の最大拘束時間15時間－8時間－休憩1時間＝6時間）

月の時間外労働の限度時間（月45時間又は42時間）を超えて労働させる回数を定めてください。
①は年6回以内、②については任意（回数に上限はありません。）

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めます。
月60時間を超える時間外労働時間の割増賃金率は50%になることに留意してください。

限度時間（年360時間又は320時間）を超えて労働させる**1年の時間外労働（休日労働は含みません）**の時間数を定めます。
①は720時間以内、②は960時間以内です。

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。 ☑（チェックボックスに要チェック）

管理監督者は労働者代表になれません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・捺印などが必要です。

協定の成立年月日　2024 年　3 月　15 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の　職名　運転手　氏名　越前　一郎

（又は、過半数組合がある場合）さばかにタクシー労働組合

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　例：投票による選挙／回覧（持ち回り決議）による信任／話し合いによる互選　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☑（チェックボックスに要チェ

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法に続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☑（チェックボックスに要チェ

2024 年　3 月　15 日

使用者　職名　代表取締役社長　氏名　福井　太郎

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・捺印などが必要です。

○○　労働基準監督署長殿

自動車の運転の業務に従事する労働者以外は、時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、２～6か月平均80時間以内でなければいけません（労働基準法第36条第6項第2号・第3号）。
これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがないと有効な協定届出とはなりません。

限度時間を超えた労働者に対し、健康確保措置を講ずることを定めます。
36協定届様式裏面の記載心得①～⑩から、該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。